

令和2年12月10日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 津久井やまゆり園の再生について.....	1
2 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の開催状況について.....	5
3 神奈川県男女共同参画推進条例の一部改正について.....	6
4 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について.....	7
5 特別養護老人ホームの居室の定員に係る基準について.....	9
6 県立障害者支援施設における諸事案への対応状況について.....	11

1 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や指定管理等について、取組状況を報告する。

(1) 施設整備等

令和 3 年度中にすべての利用者の入所が完了するよう、これまで利用者が生活していた千木良地域の「津久井やまゆり園」に加え、利用者の仮居住先となっている芹が谷地域に「芹が谷やまゆり園」を整備する。

ア 工事の進捗

(ア) 津久井やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 5 月

内 容：居住棟等の新築工事
管理棟、厨房棟、体育館等の改修工事

実施状況：令和 2 年 1 月着工

12 月現在、内装工事等を実施中

供用開始：令和 3 年 8 月予定

(イ) 芹が谷やまゆり園

期 間：令和元年 12 月～3 年 9 月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による
施設整備

実施状況：令和 2 年 10 月 2 日に新築工事に着手

12 月現在、居住棟の土壌掘削工事等を実施中

供用開始：令和 3 年 12 月予定

イ 鎮魂のモニュメントの整備

モニュメントの設計について、選定業者からの提案に基づき、ご遺族、利用者等の関係者から幅広く意見を聴取し、詳細設計を進めている。

(ア) 主な意見等

- ・ 犠牲者の氏名表記については、ご遺族の意向を尊重すべき。
- ・ 追悼する命が一見してわかるよう、水鏡のまわりから水が 19 本流れ落ちるデザインとし、献花台には 19 本の「やまゆりの花」の絵を彫ってほしい。
- ・ 事件の紹介や、二度とこのような事件を起こさせないという誓いの文章を刻んでほしい。

- ・ ベンチを設置してほしい。
- ・ 県民の思いを込めるのであれば県産材を使ってほしい。

(イ) 詳細設計（案）

a コンセプト

- ・ 津久井やまゆり園事件で命を奪われた利用者への「鎮魂」
- ・ 事件を風化させないための「後世へのメッセージ」
- ・ 偏見や差別のないともに生きる社会を目指す「誓い」

b デザイン

(a) 水鏡

- ・ 月に一度の月命日には、器は水で満たされ大きな水鏡となる。
- ・ 器の底面に「ともに生きる社会かながわ憲章」を彫り込む。
- ・ 水鏡のまわりから水が 19 本流れ落ちるデザインとする。

(b) 献花台

- ・ 19 本の「やまゆりの花」の絵を彫る。

(c) 誓いの文章

- ・ ご遺族からの提案により作成する誓いの文章を、水鏡、献花台とは別に設置する。

c 県産材の活用

ベンチへの県産石材の活用等について検討を進める。

(ウ) 今後のスケジュール

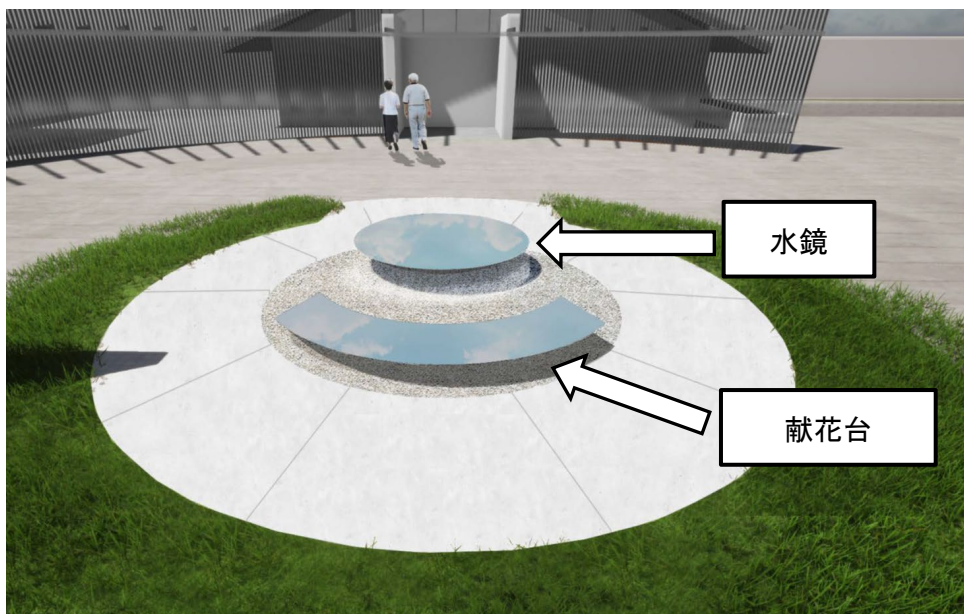
令和 3 年 1 月 設計業務の完了

2 月 施工業者の入札・決定、制作開始（施工業者については、令和 3 年第 1 回県議会定例会厚生常任委員会で報告）

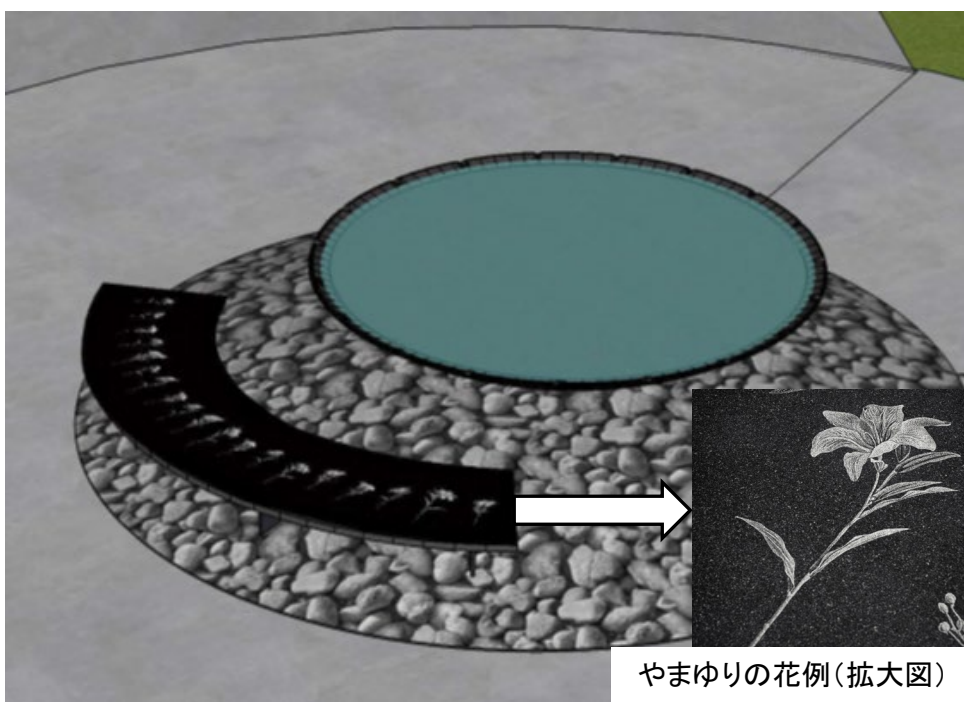
夏頃 完成

【イメージ図】

○全体図



○詳細図



- 水鏡には水を張り、水鏡のまわりから水が19本流れ落ちる。
- 献花台には、19本の「やまゆりの花」の絵を彫る。
- 誓いの文章は、水鏡及び献花台とは別に設置する。

(2) 指定管理

令和3年8月から令和4年度末までを指定期間とする、新しい津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理者について、非公募により、かながわ共同会からの申請の受付を令和2年10月30日に開始した（申請期限：令和2年12月14日）。

（今後のスケジュール）

令和2年12月 指定管理者評価委員会による申請者の評価

令和3年2月 令和3年第1回県議会定例会に指定議案を提出

8月 非公募による指定管理の実施

(3) 利用者の意思決定支援

県は、津久井やまゆり園の利用者一人ひとりが、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援する、意思決定支援に取り組んでいる。

ア 取組状況

意思決定支援の対象となる119名全ての利用者を対象とした、相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当職員、市町村及び県職員等で構成する意思決定支援チームを利用者ごとに設置し、支援状況の確認、サービス等利用計画等の見直しを集中的に行っている。

現在、令和3年度の津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への移転等に向けた「意思決定支援検討会議」を、利用者ご本人を中心に、意思決定支援チームのメンバー、ご家族及び意思決定支援専門アドバイザー等が出席し、11月初旬から利用者ごとに実施しており、概ね年内には完了する見込みである。

イ 今後の取組み

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援については、利用者の新施設等への移転以降も、継続して実施していく予定である。

2 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の開催状況について

(1) 設置の概要等

「神奈川県障害者施策審議会」（以下「審議会」という。）の部会として、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置し、県立障害者支援施設6施設の支援の検証を行うとともに、利用者目線に立った支援のあり方について検討し、報告書を取りまとめ、今後の施策に生かしていく。

検討部会の設置期間は令和2年7月8日から令和3年3月31日までとする。

(2) 開催状況等

ア 第3回検討部会

(ア) 日時

令和2年10月14日（水）15:00～17:15

(イ) 議事

- ・ 意思決定支援の取組について
- ・ 利用者目線の支援に求められる視点や取組について

(ウ) 主な意見

- ・ どんなに重い障がいのある人であっても、その人なりの思いというものがあり、それをどうやって汲み取っていくのかが重要である。
- ・ 様々な方法を駆使して、多面的に利用者の状態を捉え、意思を確認しながら、利用者が望む支援を提供する。これを繰り返す中で、利用者の選択肢の幅が広がり、自身の人生への関与というものが高まるが、支援者は、支援の結果を、常に振り返りながら確認していく必要がある。
- ・ 意思決定支援の肝は意思決定支援会議であり、ここに外部の人を入れることにより、利用者にとって一番よい支援は何かということ、根本的に、もう一度考える機会をつくることが重要である。

イ 検証ヒアリング

令和2年11月から12月にかけて、中井やまゆり園、愛名やまゆり園、津久井やまゆり園の検証ヒアリングを実施した。

(3) 今後のスケジュール

検討部会（3回程度開催予定）及び審議会（1回開催予定）で検討した報告書（案）について、令和3年第1回県議会定例会厚生常任委員会に報告し、令和3年3月末までに報告書として取りまとめる。

3 神奈川県男女共同参画推進条例の一部改正について

(1) 経緯

県では、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的として、神奈川県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を平成14年4月に制定した。条例について、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、神奈川県男女共同参画審議会での議論等を踏まえ、見直し作業を行ったところ、改正を検討する必要があるという結果であった。

そこで、県の姿勢や条例の内容を明確にするため、次のとおり改正を検討する。

(2) 改正の内容

ア 「積極的改善措置」の定義規定の新設及び県の姿勢の明確化

男女共同参画の推進に関し、県の姿勢を明確にするため、男女の実質的な機会の平等を担保するための措置である「積極的改善措置」について明記し、文言の定義規定を新設する。

イ 文言の定義の明確化

(ア) 「事業者」の定義規定の新設

条文中の「事業者」という文言について、定義規定を新設し、内容を明確にする。

(イ) セクシュアル・ハラスメントに関する条文の文言改正

セクシュアル・ハラスメントに関する条文における「生活環境」、「第三者」という文言について、具体例を挙げて定義を明確にする。

ウ 社会情勢の変化に合わせた改正

男女共同参画の推進に関し、男女ともに就業者が増えている社会情勢を踏まえ、家庭生活との調和を図る社会生活として、職業生活を明記する。

エ その他所要の規定の整備

事業者が知事に届け出る事項について、用語の整理を行う。

(3) 今後のスケジュール

令和3年2月 令和3年第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

4 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について

平成30年3月に策定した「かながわ高齢者保健福祉計画」は令和3年3月で計画期間が満了し、計画を改定することとしており、今般、計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定のポイント

ア 地域共生社会の実現

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を踏まえ、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで高齢者やその家族・介護者（ケアラー）が抱える複合的な課題への対応力を強化し、地域共生社会の実現を図る。

イ 認知症とともに生きる社会づくり

令和元年6月に国が策定した認知症施策推進大綱を踏まえ、誰もが認知症になりうることを意識し、認知症の人が自ら認知症理解のために発信する本人発信への支援など、同じ社会でともに生きる、共生の基盤のもと、認知症施策を進める。

ウ ロボット・ICTの導入促進による介護現場の革新

令和元年度に国のパイロット事業として実施した介護現場革新会議の成果を踏まえ、介護事業所へのロボット・ICT導入を促進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質の向上を図る。

エ 災害や感染症に対する対応力の強化

近年の洪水などの災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、研修・訓練の実施や、必要な物資の備蓄などの平時からの事前準備、関係機関との連携による発生時の応援体制の構築などにより、災害・感染症発生時のサービス継続の対応力強化を図る。

(2) 改定素案

参考資料「かながわ高齢者保健福祉計画（第8期 令和3年度～令和5年度）」素案のとおり

(3) 今後のスケジュール

令和2年12月 改定素案に対するパブリック・コメントの実施
～令和3年1月

2月 かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会に
おいて改定計画（案）審議

令和3年第1回県議会定例会厚生常任委員会に
改定計画（案）を報告

3月 社会福祉審議会において改定計画（案）審議
国基本指針の告示

改定計画の決定

(参考)

改定の概要

ア 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、令和3年度を初年度とする改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した関連計画等との調和を維持する。

ウ 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。
(いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた計画とする。)

エ 対象区域

県内全市町村とする。

5 特別養護老人ホームの居室の定員に係る基準について

特別養護老人ホームの居室の定員については、原則1人（個室）とし、令和2年度末までの経過措置として4人まで（多床室）認めてきた。

このたび、経過措置の期限が到来し、期限を延長しないこととするので報告する。

(1) 特別養護老人ホームの居室に係る現状

ア 現状

条例等（※）において、特別養護老人ホームの居室は、原則個室とするが、入所者のプライバシーが配慮され、かつ、容易に個室に改修することができること認められる施設整備については、定員の半分以上を個室とする条件で多床室を認める経過措置を平成25年度に設け、これまで2回延長してきた。

（※） 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」及び同条例施行規則並びに「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び同条例施行規則、高齢者福祉施設等施設整備に係る協議方針

イ 平成25年度以降の整備状況（平成25年4月～令和2年10月）

平成25年度から現在まで新規に整備した31施設のうち、27施設は全てが個室のみの施設であり、4施設は個室と多床室を合築している。

種別	施設数	整備床数
整備施設合計	31施設	2,617床
個室のみ	27施設	2,458床
個室と多床室の合築	4施設	159床

(2) 今後の方針（案）

特別養護老人ホームの居室については、定員を1人（特別な事情がある場合は2人）とし、令和2年度末まで条件付きで認めてきた多床室（定員4人まで）の整備に係る経過措置は延長しないこととする。

【理由】

経過措置を設けた平成25年当時と比べ、個室の割合が増加する一方、入所待機者の数や定員1人当たりの待機者数が減少しており、待機者は多床室を含めて概ね1年未満で入所できる状況にある。

経過措置を延長しないこととしても、当面既存の多床室は維持されることから、多床室の入所ニーズも受け止めることが可能である。

(3) 今後のスケジュール

- 令和2年12月 県の方針案に対する社会福祉審議会への意見聴取
- 令和3年 2月 社会福祉審議会に対し県の方針を報告
- 3月 条例施行規則経過措置終了

【参考】特別養護老人ホームの定員と待機者の状況

時点	定員数			待機者数 (C)	定員1人当たりの 待機者数(C/A)
	総数(A)	うち個室人数(B)	割合(B/A)		
平成25年	8,551人	3,552人	41.5%	11,698人	1.4人
平成29年	10,594人	5,467人	51.6%	6,558人	0.6人
令和2年	11,352人	6,292人	55.4%	6,184人	0.5人

※ 政令市及び中核市を除く。

※ 平成25年は待機者に要介護1、2を含む。

※ 平成25年の条例施行時及び平成29年の経過措置検討実施時と比較

6 県立障害者支援施設における諸事案への対応状況について

県立障害者支援施設において発生した諸事案について、現在の対応状況を報告する。

(1) 虐待事案への対応

ア 愛名やまゆり園

(ア) 経過

令和元年6月	食事制限のある利用者に夜食を提供した等の事案（令和2年1月虐待認定）の発生
令和元年10月 ～令和2年2月	県が特別監査及び随時モニタリングを実施
令和2年6月	県が改善勧告を実施
8月	園が第三者を交えた虐待事案検証委員会の検討結果を踏まえた改善報告書等を提出

(イ) 改善報告書等の内容

(虐待事案が発生した要因)

- ・ 食事、入浴、排泄等の支援方法の不統一
- ・ 第三者の視点が入りにくい職場環境 等

(再発防止策)

- ・ 支援マニュアルの見直しとマニュアルに沿った支援を徹底する。
- ・ 外部の目が入る機会を増やす仕組みを作り、支援や生活環境についての意見を聴取する。

(ウ) その他

- ・ 令和2年9月、虐待のおそれのある事案について匿名で情報提供があり、県は複数回の現地調査を実施し、現在、園に改善を指導している。

イ 中井やまゆり園

(ア) 経過

令和元年11月	利用者へ水をかけた事案（令和2年2月虐待認定）の発生
令和元年12月 ～令和2年3月	県が特別監査を実施
令和2年5月	利用者を叩いた事案（令和2年6月虐待認定）の発生
6月	県が改善勧告を実施
8月	園が第三者を交えた検証チームの検証結果を踏まえた改善報告書を提出

(イ) 改善報告書の内容

(虐待事案が発生した要因)

- ・ 人権意識をもって支援にあたるという意識の欠如
- ・ 行動障害がある利用者への支援に関する知識や技術不足 等

(再発防止策)

- ・ アンガーマネジメント（怒りのコントロール）等に関する緊急研修を実施する。
- ・ 障害特性に応じた支援力を養うための研修を実施する。
- ・ 若手職員らのチームによる支援を見直す。
- ・ 虐待防止委員会の構成員の見直しや虐待防止マニュアルの改訂など、虐待防止推進体制の再構築 等

ウ 県の対応

(ア) 対象施設への対応

ヒアリングや現地調査等を実施し、改善状況を引き続き確認する。

(イ) 全県立障害福祉施設職員対象の階層別研修の実施

a 目的

県立障害福祉施設職員の人権意識の向上や支援の質の向上を図り、県立施設における虐待ゼロの実現を目指す。

b 研修内容

- ・ 虐待事例をもとに、虐待の発生要因等についてグループ討議
- ・ 研修後に自施設で取り組む支援改善目標（宣言シート）作成
- ・ 改善目標に沿った取組みを定期的に自己評価及び上長評価

c 実績

区分	対象者	実施時期・回数	受講者数
管理職研修	寮長、課長等	8月・11月 (計2回)	31名
中堅研修	採用6年目以降の リーダー候補者	9月～11月 (計3回)	52名
若手研修	採用後5年目まで の職員	9月～11月 (計3回)	70名

d 課題

(階層別の認識の違い)

管理職研修受講者の大半は現状について改善点が見つかったと認識しているのに対して、中堅・若手研修受講者の半数以上は、問題はない又はやむを得ないと認識している。

(自施設の課題)

いずれの階層の受講者においても、「コミュニケーション不足、風通しの悪さ」「障害特性等の不理解、支援不統一」が課題の上位にある。

e 今後の取組み

- ・ 県立障害者支援施設支援部長会議に結果をフィードバックし、各施設での取組状況（「風通しのよい職場づくり」等）の進捗を確認するとともに、施設間で共有する。
- ・ 中堅職員に対して重点的に研修を実施し、支援現場においてロールモデルとなる職員を育成することで、OJTを通じて若手職員のモチベーション・レベルアップを図る。

(2) 中井やまゆり園の利用者の事故

ア 事故の概要

- ・ 令和2年10月18日、職員が昼食の準備をするため寮の食堂にある配膳室を出入りしていたところ、男性利用者が配膳室にあったパンを食べ、喉に詰まらせる事故が発生した。
- ・ 当該利用者がチアノーゼ状態で倒れたため、直ちに心肺蘇生を始めるとともに、救急隊を要請した。
- ・ 病院に緊急搬送され一命はとりとめたが、現在も人工呼吸器を装着し、意識がない状態である。

イ 園の対応

(ア) 緊急対応

- ・ 配膳室の施設物の徹底及び利用者にとって危険な物等の再点検
- ・ 救急法等の緊急職員研修の実施 等

(イ) 事故の検証

- ・ 関係職員へのヒアリング調査及び見守りカメラの映像を確認した。
- ・ 事実経過の確認と支援の内容、方法に問題がなかったかを検証し、調査報告書を作成した。
- ・ 調査報告書に基づき、第三者委員による検証を行い、令和3年1月を目途に検証結果をまとめ、さらなる再発防止を実施する。

ウ 県の対応

事故の概要や対応等を、県内の事業所と情報共有し、再発防止を図る。